

平成 23 年度財政援助団体等監査及び指定管理者監査

の結果に関する報告

(平成 24 年 3 月 9 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)

に基づいて浜田市教育長等が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

財政援助団体等の監査及び指定管理者監査の結果に基づく

改善等の措置について

第6 監査の結果（個別意見）

11 施設の指定管理状況について（現地視察・関係者への聴取）

(1) 施設所管課に対する指摘・意見

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ア 前述したように、協定書、業務仕様書の内容が、同種の施設であっても所管課の意向によって異なっている。特に、指定管理料の積算、支出、精算についての考え方を見直すことを検討されたい。</p>	<p>文化振興課所管施設のこども美術館及び石中央文化ホールについては、統一協定書を締結しております。なお、業務一元化により平成 25 年度から石正美術館が三隅分室から文化振興課へ所管替えしたこともあり、次回協定締結時（H29～H33・5年間の予定）には、3 施設をまとめた協定書について検討をしたいと思っています。</p> <p>ご指摘のあった「展示業務」「企画展覧開催業務」について協定書に盛り込むとともに、絵画教室などの自主事業部分についても含めることを検討します。</p> <p>よって、共通協定書を検討中の3施設については、改善が図れるものと考えております。</p> <p>なお現在、指定管理料の精算については、3施設とも共通の取扱いをしており協定書に盛り込み済みです。</p>
<p>カ 世界こども美術館の条例上の開館時間は午前9時から午後9時となっているが、市の許可を得て、午前9時から午後5時に短縮し運用している。</p> <p>一方、石正美術館の条例上の開館時間は午前9時から午後5時となっているが、イベントによっては市の許可を得て運用で開館時間の延長を行っている。</p> <p>同類の施設であるため、開館時間について条例上整合を図る必要がないか検討されたい。</p>	<p>平成 25 年度以降、石正美術館の所管が文化振興課へ替わったことにより、両美術館における条例上の開館時間の統一化について、今年度まで検討してまいりました。両美術館に諮り、また教育委員会内で検討した結果、こども美術館においては「創作活動館」という設置目的もあり、こどものみならず一般の大人向けの創作活動を支援する役割もあることから、平日夜間等における創作活動教室の実施についても検討し実施の必要性もあることを勘案し、同じ美術館ではありますが「役割」についての相違点があり条例上の開館時間の改正についてはしないことと決定しました。</p>